

特別会員の入会基準及び任期に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本PTA全国協議会（以下「この法人」という。）定款第5条第1項第3号に規定する特別会員について、入会基準及び任期について定めることを目的とする。

(入会基準)

第2条 特別会員の入会については、次に定める基準に基づくものとする。

(1) 役員経験者

会長が推薦したうえで、この法人の目的を理解し、責任をもって業務を遂行できる者であること。ただし、外部理事候補となる者は、定款施行細則第1条の2第5項の要件を満たす者。

(2) 学識経験者

- ① 事務局長又は事務局次長（それらに就任予定である者を含む。）であること。
- ② この法人の目的を理解し、社会課題を踏まえた柔軟な視点から理事会運営の活性化に有効な専門的な知識を有する者。ただし、外部理事候補となる者は、定款施行細則第1条の2第5項の要件を満たす者。

(入会審査、決定)

第3条 特別会員の入会については、「特別会員入会申込書」により申込を受け理事会の決議によりその可否を決定し、会長はその結果を申込者に通知するものとする。

2 前項により入会を承認された者は、理事会が承認した日より特別会員の資格を取得するものとする。

3 決定後の入退会等の管理は、専務理事がそれにあたるものとする。

(任期)

第4条 特別会員については任期を定め、次に定める日をもって特別会員の資格を喪失する。

(1) 役員経験者

特別会員となった後に就任した理事の任期が満了するまでとする。

(2) 学識経験者

- ① 退職日までとする。
- ② 入会時に決定された日までとする。

(職務)

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

1 この規程は、令和3年10月20日から施行する。

2 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年5月22日法律第29号）の施行日である令和7年4月1日現在在任するこの法人の全ての理事の任期が満了する日の翌日（その日前に適合した場合にあっては、その適合した日）から適用する。

3 この規程は、令和8年 9月16日から施行する。